
三重大学津波避難基本計画

国立大学法人



三重大学

三重大学津波避難基本計画

1 状況

(1) 想定される南海トラフ巨大地震とその被害について

南海トラフ一帯を震源域とした巨大地震は、我が国における深刻な地震災害であり、発生の確立は高まっている状況にある。この巨大地震が起きた場合には、津波の発生が懸念されている。巨大地震に伴う津波は、伊勢湾内にある本学（栗真町屋地区、江戸橋地区）にも影響し、地震から約1時間で理論上最大値5m級の波高の津波が襲来すると見積もられている。

更に本学周辺は、伊勢湾と志登茂川による狭隘な地域で域外に避難するための橋梁数も少なく、その強度についても脆弱で不安要素がある。敷地の標高も概ね2m前後と低く、地表面土質は軟弱であるため所々で液状化現象が発生することが予想され、学外への避難を行うには、敷地内から避難経路上の要点となる江戸橋までの避難経路の選定に時間を要する。また要衝となる江戸橋に集中が予想される避難者及び避難車両によって生じるであろう、交通渋滞への対応や、旧家が多く存在するため倒壊等で避難経路としての活用の有効性が不明確となる江戸橋地区の路地など、約1時間の猶予では、数千名の学生・職員の全員の避難は困難な状況にある。

(2) 本計画の適用について

本計画は平日の就学・就業時間帯に、南海トラフにおいてM7クラスの強い地震が発生し、伊勢・三河湾に対する津波警報が発表されるような事態を想定し、多くの学生と職員が栗真町屋地区と江戸橋地区にいる前提で記載した。学生は、講義の都合で所属部局の管理施設にいるとは限らないので、大規模地震が発生した場合には、所在する施設の管理者等の統制を受けるものとする屋外にいる場合でも、落ち着いて状況を判断し、近傍の避難建屋に避難を求めるものとする。

更に本計画では、近隣住民の避難受け入れについても考慮している。避難を求める近隣住民がいた場合には、適切な受け入れを行い共助の体制を確立していく。

その他の時間帯や状況における津波避難の考え方については、危機管理マニュアル（自然災害対策編）を参考にされたい。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、地震後に気象庁から「伊勢・三河湾に対する津波警報」が発表された場合、栗真町屋地区並びに江戸橋地区に所在する全学生及び職員を学内の指定建屋の高層部に1次避難させて津波を回避する。この際、来訪者及び近隣からの住民（以下「学外者」という）避難についても受け入れる。

津波を回避した後は、関係機関と連携し、機を見て2次避難を実施する。この間、三重大学医学部附属病院の災害拠点病院としての機能発揮に留意する。

(2) 実施要領

ア 災害対策本部の編成及び設置

警報後、事務局棟に三重大学災害対策本部を設置する。同じく各部局隊も部局隊災害対策本部を設置して、三重大学災害対策本部の統制に基づく災害対応を実施する。この際、無線通信網等を速やかに確立し、意思疎通を容易にする。

各部局隊長は、教育職員（非常勤講師を除く）と事務職員が一丸となりことに対応できるよう確実に部局隊を指揮する。

別紙第1 「三重大学津波災害対策編成表」

別紙第2 「三重大学災害対策本部組織図」

イ 津波避難の実施

各部局隊長は、避難に適する建屋を指定して適切な対応により、学生・職員・学外者等を、垂直避難させる。この他、各部局隊長は、津波が襲来するまでの間に、管理施設に対する逃げ遅れ者等の有無を点検し、避難収容を確実にする。

万一、講義や行事の都合で管理施設での収容避難が困難である場合は、近隣部局隊の収容支援を受ける。

別紙第3 「垂直避難実施計画」

ウ 1次避難所の開設・運営

各部局隊長は、津波に対する避難を完了した後、建屋ごと学生、職員、学外者に区分して点呼（収容者の登録）を行う。なお、学生と職員には安否確認システムへの安否報告を行わせる。

各部局隊長は、建屋ごとに責任者を指定し、1次避難所を開設・運営させる。

1次避難所の開設期間は、津波警報が解除された後、各部局隊が2次避難を完了するまでとする。

別紙第4 「1次避難所開設・運営計画」

エ 救護所の開設

保健管理センター所長は、三重大学災害対策本部救護部長となり学内に2か所の救護所を開設する。救護所はトリアージを行った後、軽症患者の処置と収容を行い、重傷者は三重大学医学部附属病院に搬送する。

救護所への搬送は、各部局隊が担当する。トリアージの結果により三重大学医学部附属病院への搬送が必要と診断された患者は、各部局隊が搬送する。

救護所の開設期間は、2次避難を完了するまでとするも、細部は当時の状況により示す。

別紙第5 「救護所開設・運営計画」

オ 2次避難

津波警報の解除後は、行政等からの情報を下に、安全な経路を確保した後に2次避難を実施する。学外者の避難は、行政の統制に委ね、優先的に実施する。

学生及び職員の中で、安全な経路が確保されている者には、必要な指示を行った後に帰宅させる。

別紙第6 「2次避難実施計画」

カ 事業の継承

事業の継続、復旧・復興については、1次避難の当初から検討を開始して戦略的に構想を確立し、早期に具体性ある対策を検討し着手する。この際、三重大学医学部附属病院の完全な機能発揮に留意する。

別紙第7 「三重大学事業継続計画」

3 各部局隊の役割

(1) 各部局隊共通

- ア 対策本部の設置と通信手段（無線）の確保
- イ 避難の実施（管理物件の点検、要救助者の捜索・救助含む）
- ウ 学外者の避難受け入れ
- エ 2次避難開始までの待機要領に関する統制（宿泊、給食その他）
- オ 救護所への患者搬送
- カ 初期消火
- キ そのほか三重大学災害対策本部が示す事項

(2) 医学系研究科医学部部局隊

- ア 災害拠点病院の運営支援
- イ 第2救護所に所要の要員（医師、看護師、運営支援要員）を派遣して救護部を支援

(3) 事務局

ア 企画総務部

総括・対策部を編成し以下を実施

- (ア) 避難の全般に係る業務統制
- (イ) 関係自治体防災機関等との被支援調整の実施
- (ウ) 安否確認業務の継続と統制
- (エ) 2次避難の実施検討（学外者の行政への引継ぎを含む）及び実施統制
- (オ) 事業継続、復旧・復興のための検討及び実施
- (カ) 学内及び学外に対する広報

イ 財務部

物資・消火部を編成し以下を実施

- (ア) 第1救護所に所要の人員を派遣し、救護所開設及び運営を支援
- (イ) 各部局隊の備蓄品の使用状況の把握と今後の使用統制
- (ウ) 大学の救援物資の取得要望・調整業務
- (エ) 復旧及び復興の財源確保及び調達
- (オ) 全学規模での自衛消防隊の指揮・運用
- (カ) 事務局棟内における初期消火の実施

ウ 施設部

施設・ライフライン部を編成し以下を実施

(ア) 栗真町屋地区の建造物の危険度判定、施設調査

(イ) ライフラインの復旧関連業務の実施

(ウ) 施設応急対策の実施

(4) 保健管理センター

所要の支援を受け救護部を編成し、第1 救護所の開設及び運営

4 補給関係

(1) 各部局隊は、既配分の食糧・資材をもって、3日間の持久を目指す。

3日間を超える場合は、本部が別に示す。

(2) 大学備蓄(予備)の運用については、物資・消火部が統制する。

(3) 物資・消火部長は、本学の物資補給の窓口となり、関係機関、協定提携大学等への支援要請、調整と復旧財源の確保を実施する。

5 衛生管理

(1) 避難間の衛生・健康管理は、各部局隊長の統制で実施する。

(2) 処置を要する患者が発生した場合、部局隊ごと救護所と調整する。

(3) 重篤な患者を認めた場合は、救護所の指示により三重大学医学部附属病院等へ搬送する。

(4) 各部局隊長は、汚物・汚水の管理を徹底し、感染症等の2次災害を防止する。

(5) 各部局隊長は、季節の特性に応じた健康管理指導を実施する。

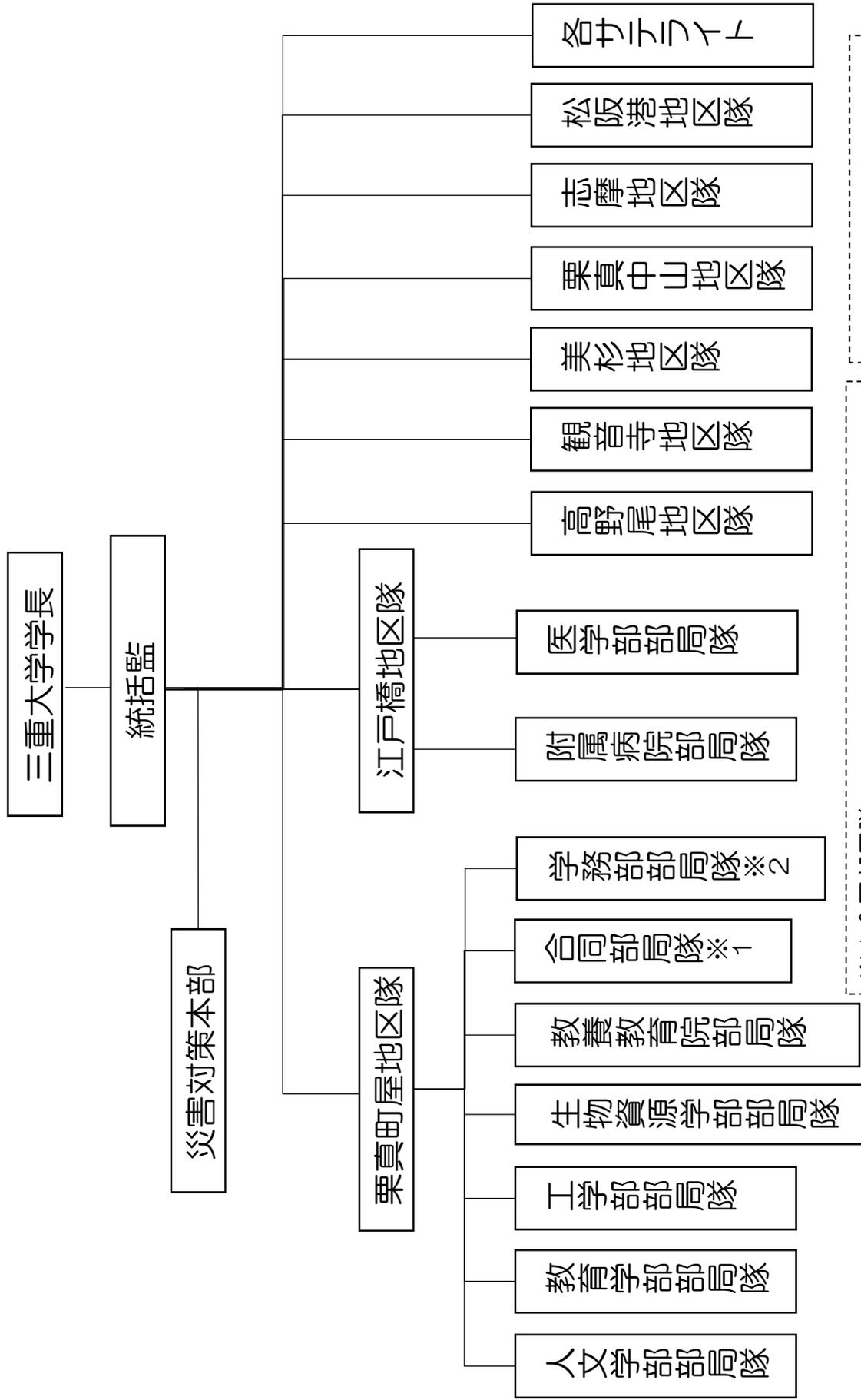
6 指揮・通信

(1) 事務局災害対策本部と各部局隊対策本部との指揮・連絡は、無線機を用いて行う。状況が許す場合には、所要の者を事務局棟に招致して指示連絡を行う。

(2) 高野尾地区隊長、観音寺地区隊長、美杉地区隊長及び志摩地区隊長とは、衛星携帯電話を用いて意思疎通する。

(3) その他に通信端末を活用し、各部局隊間の情報共有を行う。

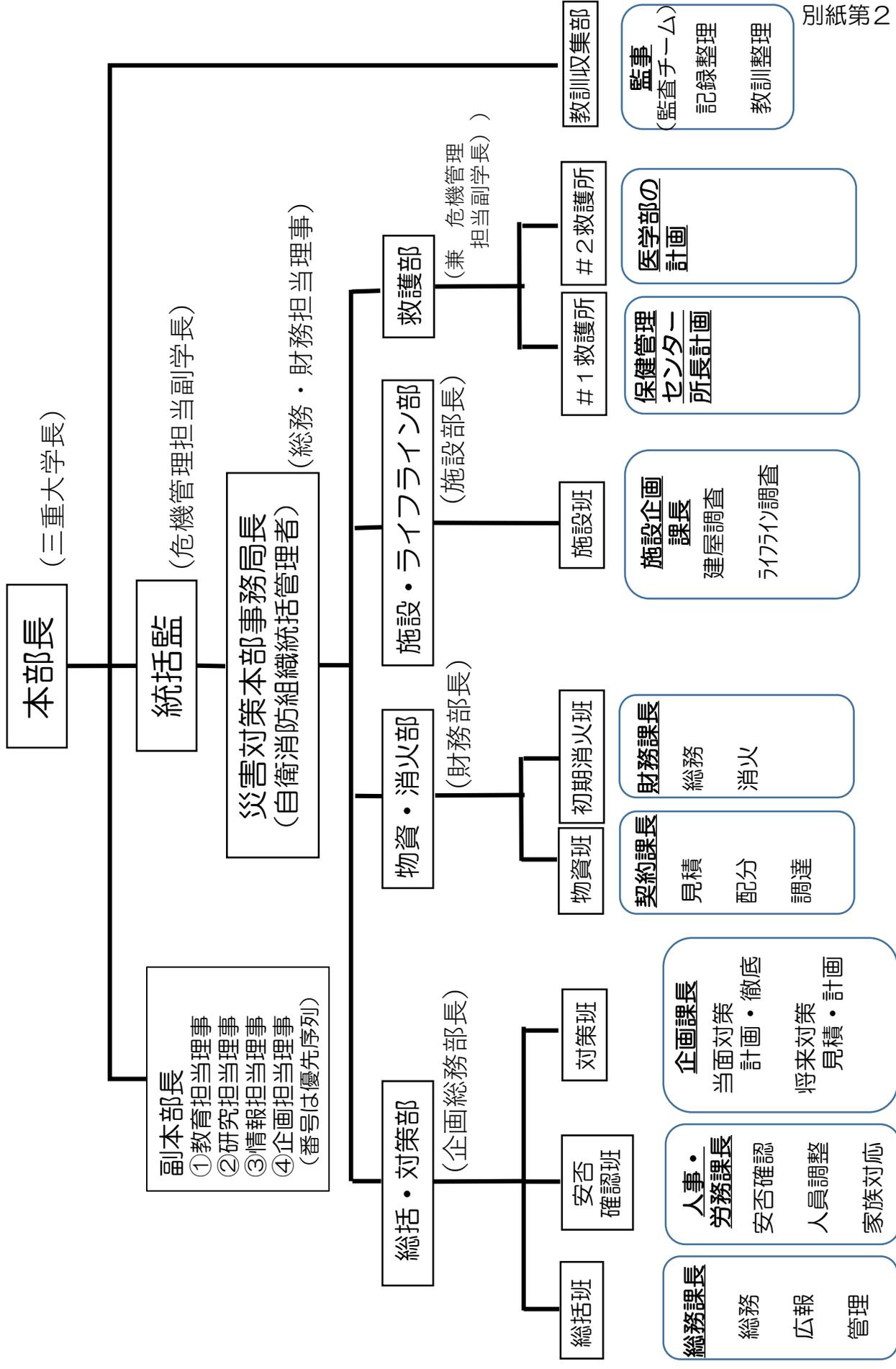
三重大学津波災害対策編成表



※1 合同部局隊
学術情報部・地域イノベーション推進機構部局隊
総合情報処理センター部局隊、附属図書館部局隊
地域イノベーション学研究部局隊

※2 学務部部局隊
国際交流チームを含む

三重大学津波災害対策本部組織図



垂直避難実施計画

1 状況

本学地区を激しい地震が襲い、その後気象庁が、伊勢・三河湾一帯に津波警報を発表した。栗真町屋地区、江戸橋地区の地震災害の詳細は不明である中、地震から約1時間で津波が襲来する可能性が高い。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、伊勢・三河湾一帯への津波警報発表後速やかに、栗真町屋地区に所在する全学生及び職員並びに学外者を、学内の指定建屋に垂直避難させ安全を確保する。

(2) 実施要領

ア 避難建屋の指定

各部局隊長は、予め指定している建屋が垂直避難に適する状況にあるか速やかに点検し、避難建屋を指定する。

付紙第1 「垂直避難指定建屋と収容可能人員数（基準）」

付紙第2 「避難利用の可否判断チェックリスト」（案）

イ 要救助者の搜索

各部局隊長は、津波が襲来するまでに、管理建屋に対する搜索を行い、逃げ遅れている者の有無を確認する。救助が必要な逃げ遅れ者、負傷者を発見した場合には、津波の襲来までに残された時間を考慮し、一人でも多くの要救助者を救助する。

ウ 避難の誘導

各部局隊長は、避難者が確実に収容されるよう、避難建屋周辺及び建屋内に誘導員等を配置して円滑な誘導を実施する。

各部局隊長は、平素から講義や行事について把握し、収容が困難な日や時間帯を予め見積もり、困難な時間帯においては、近隣部局隊の協力が得られるよう調整し準備する。

エ 考慮を要する避難者に対する処置

各部局隊長は、早期に避難者の状況を把握する。この際、負傷者及び精神的に不安定な症状が強い者、そのほか考慮を要する者を早めに把握する。状況が許す場合、救護所に搬送する。

3 各部局隊の役割

- ア 避難可能建屋の指定、表示
- イ 受け持ち建屋に対する捜索・救助
- ウ 誘導員の配置による避難者の誘導・収容
- エ 要配慮者に対する処置

4 通信

各部局隊長は、三重大学災害対策本部との通信を確保するとともに、捜索・救助を実施する要員との通信の確保に留意し、不測事態の発生に適切な指示が出せる態勢を構築する。

垂直避難指定建屋と収容可能人員数（基準）（4階、5階使用での見積）

区分	職員	学生	避難校舎・棟（階）	面積㎡	人員収容見積	可能数
三重大学 災害対策 本部	230	0	事務局棟（4F）	320	128	250
			事務局棟（5F）	320	128	
			事務局棟（屋上）	320	0	
			小計（概算）	960	290	
人文学部	123	1330	人文学部校舎（4F）	658	263	520
			人文学部校舎（5F）	646	258	
			人文学部校舎（屋上）	600	0	
			小計（概算）	1,964	600	
教育学部	209	966	教育学部校舎1号館（4F）	2,230	892	1280
			教育学部校舎1号館（屋上）	2,000	0	
			教育学部校舎2号館（4F）	493	197	
			教育学部校舎2号館（5F）	493	197	
			教育学部校舎2号館（屋上）	400	0	
小計（概算）	5,616	1479				
医学部	885	1715	病態医科学研究棟（4F）	1,000	400	4700
			病態医科学研究棟（5F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（6F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（7F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（8F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（9F）	1,000	400	
			先端医科学教育研究棟（4F）	1,100	440	
			先端医科学教育研究棟（5F）	1,100	440	
			看護学科棟（4F）	1,206	482	
			看護学科棟（5F）	1,206	482	
			看護学科棟（6F）	1,206	482	
			病態医科学研究棟（屋上）		0	
			先端医科学教育研究棟（屋上）		0	
			看護学科棟（屋上）		0	
小計	10,600	5436				
工学部	270	2347	分子素材棟（4F）	970	388	3800
			機械創成棟（4F）	920	368	
			情報工学科校舎（4F）	450	180	
			情報工学科校舎（5F）	450	180	
			電子情報棟（4F）	900	360	
			第1合同棟（4F）	550	220	
			第1合同棟（5F）	550	220	
			建築棟・院生棟（4F）	883	353	
			第2合同棟（4F）	677	271	
			第2合同棟（5F）	677	271	
			第2合同棟（6F）	677	271	
			総合研究棟Ⅰ（4F）	1,800	720	
			分子素材棟（屋上）	900	0	
			機械創成棟（屋上）	900	0	
			情報工学科校舎（屋上）	400	0	
			電子情報棟（屋上）	900	0	
			第1合同棟（屋上）	550	0	
			第2合同棟（屋上）	600	0	
			総合研究棟Ⅰ（屋上）	600	0	
小計	11,954	3800				
生物資源 学部	199	1348	生物資源学部校舎（4F）	3,300	1320	5280
			生物資源学部校舎（5F）	3,300	1320	
			生物資源学部校舎（6F）	3,300	1320	
			生物資源学部校舎（7F）	3,300	1320	
			生物資源学部校舎（屋上）	2,800	0	
小計		5280				
教養 教育院	138	0	教養教育校舎1号館（4F）	1,200	480	900
			教養教育校舎2号館（4・5F）	540	216	
			教養教育校舎4号館（4・5F）	600	240	
			教養教育校舎1号館（屋上）	1,200	0	
小計	3,540	1076				
学務部	72	32	総合研究棟ⅡA棟（4F）	970	388	760
			総合研究棟ⅡB棟（4F）	949	380	
			総合研究棟ⅡA棟（屋上）	970	0	
			総合研究棟ⅡB棟（屋上）	949	0	
小計	3,838	760				
合同部局	205	48	地域イノベーション研究開発拠点D（4F）	680	272	540
			地域イノベーション研究開発拠点D（5F）	680	272	
			地域イノベーション研究開発拠点D（屋上）	500	0	
小計	1,860	540				
総計						18030

※ 前提

- 1 建屋の4階以上の床面積で算定した。
- 2 教室だけではなく、教員の執務室も対象にした。
- 3 壁の厚みや調度品等を考慮し、延床面積に0.4の係数を用いて積算した。
- 4 屋上は、見積りに反映していない。
- 5 病院施設は、見積りに反映していない。
（病院勤務者は、見積りの職員数に反映していない）

結論

全学の学生・職員の垂直避難は可能である。
但し人文学部は、講義等の状況を把握して、曜日や時間帯による所属人員の推移を見積り、所在者数が収容人数を超える場合には、他の部局に避難させる必要がある。

垂直避難指定建屋と収容可能人員数（基準）（5階以上での見積）

区分	職員	学生	避難校舎・棟（階）	面積㎡	人員収容見積	可能数
事務局	230	0	事務局棟（5F）	320	128	130
			事務局棟（屋上）	320	0	
			小計（概算）	600	130	
人文学部	123	1330	人文学部校舎（5F）	646	258	260
			人文学部校舎（屋上）	600	0	
			小計（概算）	1,246	260	
教育学部	209	966	教育学部校舎1号館（屋上）	2,000	0	200
			教育学部校舎2号館（5F）	493	197	
			教育学部校舎2号館（屋上）	400	0	
			小計（概算）	2,893	200	
医学部	885	1715	病態医科学研究棟（5F）	1,000	400	3400
			病態医科学研究棟（6F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（7F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（8F）	1,000	400	
			病態医科学研究棟（9F）	1,000	400	
			先端医科学教育研究棟（5F）	1,100	440	
			看護学科棟（5F）	1,206	482	
			看護学科棟（6F）	1,206	482	
			病態医科学研究棟（屋上）		0	
			先端医科学教育研究棟（屋上）		0	
			看護学科棟（屋上）		0	
			小計	8,512	3405	
工学部	270	2347	情報工学科校舎（5F）	450	180	940
			第1合同棟（5F）	550	220	
			第2合同棟（5F）	677	271	
			第2合同棟（6F）	677	271	
			分子素材棟（屋上）	900	0	
			機械創成棟（屋上）	900	0	
			情報工学科校舎（屋上）	400	0	
			電子情報棟（屋上）	900	0	
			第1合同棟（屋上）	550	0	
			第2合同棟（屋上）	600	0	
			総合研究棟Ⅰ（屋上）	600	0	
			小計	7,204	942	
生物資源学部	199	1348	生物資源学部校舎（5F）	3,300	1320	3960
			生物資源学部校舎（6F）	3,300	1320	
			生物資源学部校舎（7F）	3,300	1320	
			生物資源学部校舎（屋上）	2,800	0	
			小計	12,700	3960	
教養教育院	138	0	教養教育校舎2号館（5F）	270	108	230
			教養教育校舎4号館（5F）	300	120	
			教養教育校舎1号館（屋上）	1,200	0	
			小計	1,770	230	
学務部	72	32	総合研究棟ⅡA棟（屋上）	970	0	0
			総合研究棟ⅡB棟（屋上）	949	0	
			小計	1,900	880	
合同部局	205	48	地域イノベーション研究開発拠点D（5F）	680	272	280
			地域イノベーション研究開発拠点D（屋上）	500	0	
			小計	1180	630	
総計						9400

※ 前提

- 1 建屋の5階以上の床面積で算定した。
- 2 教室だけではなく、教員の執務室も対象にした。
- 3 壁の厚み、調度品等を考慮、延床面積に0.4の係数を用いて積算した。
- 4 屋上は、見積りに反映していない。
- 5 病院施設は、見積りに反映していない。（病院勤務者は、見積りの職員数に含まれていない。）

結論

屋上を活用すれば、全学の学生・職員を津波から避難させることができる。
 但し人文学部、教育学部、工学部並びに、学務部は、講義等の状況を把握して、曜日や時間帯による所属人員の推移を見積もった上で、所在者が収容人数を超える場合には、他の部局地域に避難できるよう計画する必要がある。

避難建屋の使用可否判断チェックリスト (案)

趣旨 津波警報発令時に管理建屋の避難への使用可否を判断するもの

2018. 9. 7
防 災 室

前書き

津波警報が発表されてから、健常者でも歩行困難となる津波が襲来するまで概ね60分と言われています。それまでに各部局隊長が決心処置すべき事項として以下が挙げられます。

- (1) 避難建屋の点検
- (2) 管理施設に係る要救助者の搜索・救助
- (3) 避難誘導

これらのうち、避難建屋の指定のための点検は優先順位の高い業務です。建屋が避難に適するかどうかは、応急危険度判定を行い決定すべきですが、60分では不可能です。津波が迫る時間に余裕がない状況の特質上、現場で最下限の時間と指標で判断せざるを得なくなります。

このリストは、最低限の点検項目を示しています。換言すれば、「建物の筐体さえ避難に使えるなら、ガラスが割れていようが天井や壁のボードやモルタルが多少壊れていても避難に使う。」わけです。本リストでは、「**柱のせん断破壊**」にポイントを置きました。

ご意見は様々あるとは思いますが、時間の余裕と実行の可能性を考慮しこの内容になったことを御理解ください。

今後、意見照会します。代案のご意見があればその時にお願ひします。

建屋の使用可否判断手順

- 1 まず外観の確認！
 - ① 建屋に傾きはなにか
 - ② 途中階が潰れていないか？
 - ③ 柱にせん断破壊の兆候はないか？
- 2 次いで建屋内の確認！
主な柱にせん断破壊の兆候はないか？

総合評価

次からの点検で、1個でも「×」になれば、建屋の調査を中止
部局本部に報告するとともに、避難誘導員に誘導先を変更する
指示を行います。

I 外観の確認による評価

判断基準1（傾き）

評価

管理建屋の状況を確認するための定点を決めて置き、建屋の傾きの有無を点検する。極端な傾きがある場合は、使用を控えます。



避難可能
傾きが僅かなので避難可能

合同部局隊は建屋密接のため上図イメージのような場合は避難しない。



避難不可
余震に耐えられそうもない



※ 各管理建屋を何処から確認するかを決めて、全職員に普及しておくこと。

判断基準2（途中階の破損）

評価

途中階の損壊状況を確認し、兆候があれば避難建屋に指定しない。



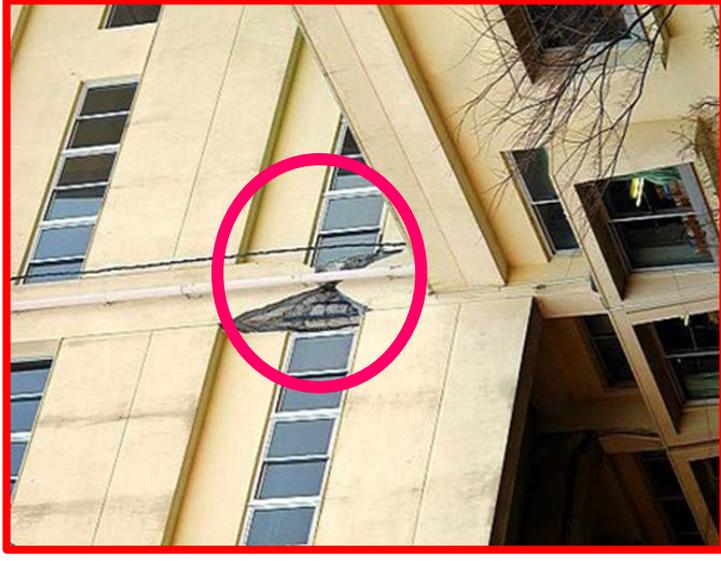
2階が潰れている



1階が潰れている

評価 判断基準3 (せん断破壊)

管理建屋の主要な柱を外から確認します。明らかな「X字」上のひび割れは「せん断破壊」を起こしているため、避難には適しません。



- ※ せん断破壊を起こした柱は、上部構造の負荷を支える能力が低下しています。余震に耐えられない可能性があるため、妥協せずに確認すること。複数の柱にこの兆候があれば避難建屋に指定しない。

II 内観の確認による評価

評価 判断基準4 (せん断破壊)

管理建屋の主要な柱を外から確認します。明らかな「X字」上のひび割れは「せん断破壊」を起こしているため、避難には適しません。

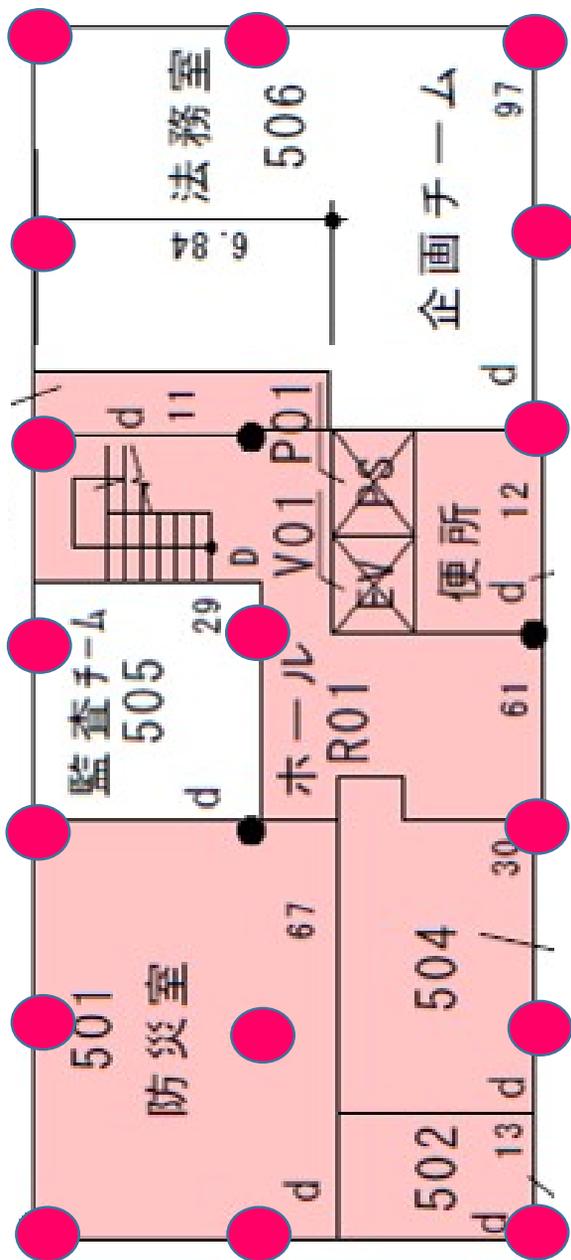


外が透けて見える

- ※ せん断破壊を起こした柱は、上部構造の負荷を支える能力が低下しています。余震に耐えられない可能性があるため、妥協せずに確認すること。主要な柱にこの兆候があれば避難できません。

この建屋の主要な柱

(例 事務局棟5階)



● 主要な柱

1 次避難所開設・運営計画

1 状況

栗真町屋地区、江戸橋地区に襲来した津波は、周辺に激しい被害を与えた。

この一帯は冠水し、津波警報もいまだ解除されず、その見通しが立たない状況にある。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、各部署で垂直避難を実施した建屋ごとに、1次避難所を開設し、津波警報が解除されるまで待機する。この間、収容した学外者を含めて共助の意識を保持できるよう、秩序ある避難体制を維持する。1次避難所の開設は、津波警報が解除され2次避難の準備が整うまでとする。

(2) 実施要領

ア 建屋管理組織の編成

各部署長は、収容者が1次避難所で秩序ある避難生活を行えるよう避難建屋ごとに、建屋管理組織を編成して、避難管理を容易にする。

付紙第1 「建屋管理組織の編成」(基準)

イ 避難者の編成

収容者の管理を容易にするため、避難者で構成される組織を編成する。その要領は以下の通り。

(ア) 建屋ごと、点呼時に作成した避難者の台帳を整備する。

付紙第2 「1次避難者収容台帳(基準)」

(イ) 職員、学生、学外者が混在する小規模な組織を編成し、共助意識を保ちやすい環境を作る。

(ウ) 個々の組織のリーダーに職員を配置して避難生活全般の指導・統制を浸透させるとともに、避難者の状況について把握し、必要な場合は管理組織に対策を申し入れる。

付紙第3 「避難者の編成要領(一例)」

ウ 避難生活

建屋管理組織は、避難者同士の共助の精神を発揮して、困難を克服できるよう、以下を基準に必要な取り決めを行い監督する。

(ア) 組織編成

(イ) 居住区分の割り当て

(ウ) 共有区分の設置

- (工) 生活日課の決定
- (才) 給食・給水管理の要領
- (力) 衛生管理（清掃、汚物、ごみ）要領
- (キ) 健康管理要領
- (ク) 情報共有要領（被害状況、行政の対応状況）

3 各部局の役割

(1) 各部局共通

建屋管理組織の指導・統制

(2) 建屋各管理組織共通

建屋の避難所維持・運営

(3) 事務局

ア 栗真町屋地区、江戸橋地区の避難所の運営統制

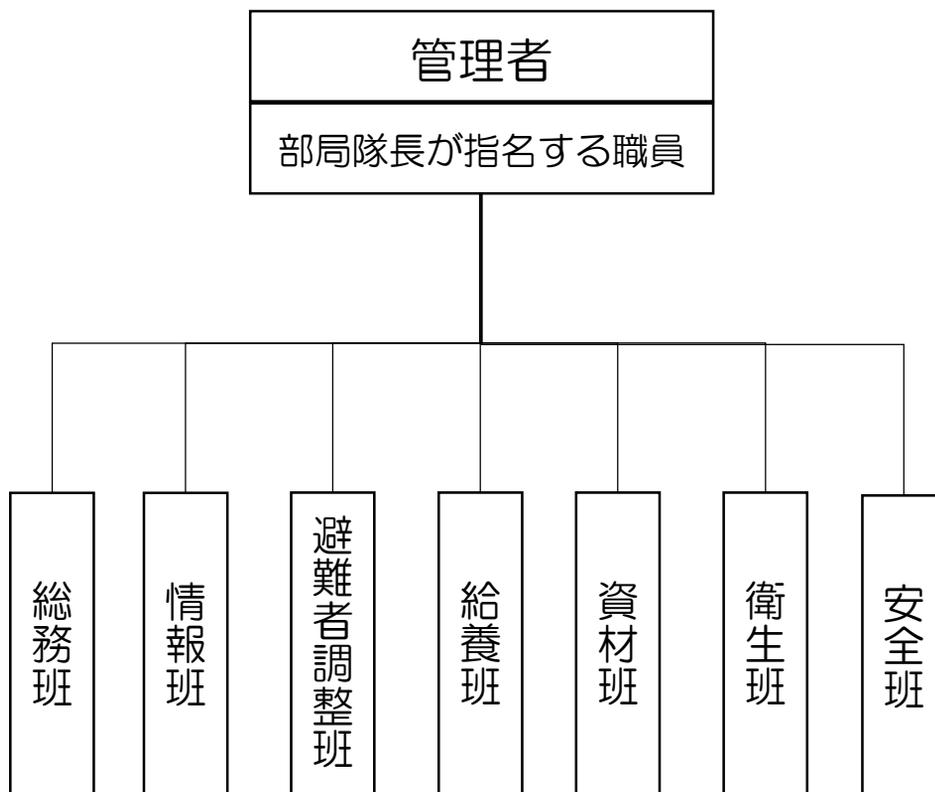
イ 部局隊への補給及び営繕管理支援

ウ 救護所の運営

4 通信

部局隊長は、三重大学災害対策本部との通信を確保するとともに、部局隊対策本部と建屋管理組織との通信組織を構成する。

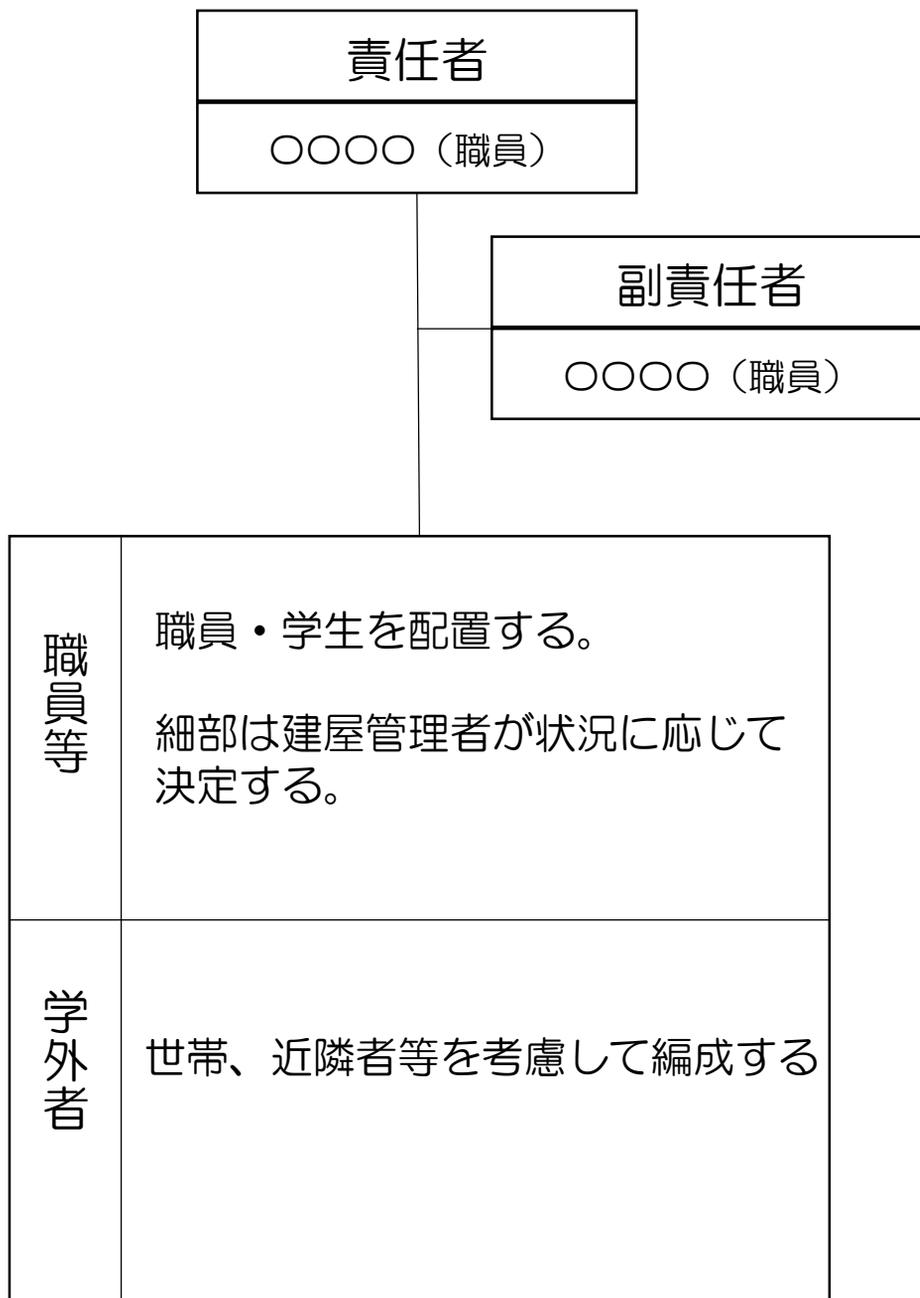
建屋管理組織の編成（基準）



名称	主な役割
総務班	避難施設の総務業務
情報班	被災情報、部外情報の収集整理
避難者調整班	避難者各班の調整対応
給養班	給食、給水の配分統制
資材班	避難施設の準備・営繕
衛生班	衛生管理・指導
安全班	安全管理・指導

避難者の編成要領（一例）

1 避難組



救護所開設・運営計画

1 状況

南海トラフ巨大地震とそれによって生じた津波は、上浜地区に甚大な被害をもたらしている。三重大学は、学内の全ての学生と職員及び学外者を建屋に収容し津波の襲来に備えたが、その中には負傷或いは疾病を有する者も見込まれる。また、津波回避後から一定の期間は、劣悪な環境下で2次避難の待機を行うため、体調を崩すものが予測される。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、津波警報発表後速やかに救護所を開設し、地震・津波被害による負傷者と、厳しい避難環境下で発生が予測される体調不良者等への応急救護を実施する。

(2) 実施要領

ア 救護所の編成・開設

保健管理センター所長は、速やかに救護部を編成し、救護所を開設する。

(ア) 第1救護所

保健管理センター要員と財務部経理チームの応援要員により、総合研究棟Ⅱ（B棟4階北ホール）に第1救護所を開設する。

(イ) 第2救護所

医学部部局隊から要員（医師・看護師及び運営支援要員）の支援を受けて、看護学科棟4階の看護実習室に第2救護所を開設する。

(ウ) 付紙第1 「救護部の編成」（基準）（別途計画）

イ 救護所内の配置

各救護所責任者は、速やかに各救護所内の配置を整える。この際、救護所内のスペースの確保及び、搬入口からトリアージエリアへの患者導線の確保に留意して配置を整える。

付紙第2 「救護所配置図」（別途計画）

ウ 患者の搬送

(ア) 救護所までの患者の搬送は、各部局隊が担当する。

(イ) 各部局隊は、搬送に先立ち患者の状況について把握し、無線を通じて救護所に情報提供する。

エ 救護所の運営

各救護所の責任者は、適切な救護所の運営により非常時における救護活動を効率的に実施する。この際、混乱期は全力で救護活動に当たらざるを得ないが、安定期においては対処態勢をシフト化するなど、長期継続が可能な体制で救護所を運営する。

付紙第3 「救護所細部運営計画」(別途計画)

3 各部局の役割

(1) 各部局共通

ア 独立歩行困難な患者の搬送

イ 各救護所の要請を受け、重篤患者の附属病院への搬送を支援

(2) 医学部部局隊

支援の医師2名、看護師4名及び職員6名を救護部第2救護所に派遣し、救護所を開設・運営

4 医療物資の補給

救護部長は、救護所の運営に必要な物資等について、三重大学災害対策本部、物資・消火部と調整し取得するなど、救護活動に途切れが生じないように留意する。

5 通信

保健管理センター所長は、三重大学災害対策本部系の無線網(人事・物資系)に加入し、部局隊からの患者の受け入れ要請、医療物資要請に対応する。

2次避難実施計画

1 状況

南海トラフ巨大地震と津波は、各地に著しい被害を与え、栗真町屋地区にも沢山の被災者が1次避難中である。一部では依然、冠水状態が続いているが、津波の余波はすでになく、気象庁が津波警報を解除した。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、津波警報の解除を受け、2次避難間の安全を確認できる状況になり次第、2次避難に移行する。学生及び職員は、三重大学災害対策本部が統制して観音寺地区又は高野尾地区に避難する。学外者は、行政の統制による避難を実施する。

この際、帰宅が可能な学生と職員は、三重大学災害対策本部から事後の行動の準拠を示したうえで一時帰宅させる。

(2) 実施要領

ア 2次避難経路の選定

津波警報の解除を受けた場合、三重大学災害対策本部として観音寺地区及び高野尾地区への徒歩による避難経路選定のための偵察を実施する。

付紙第1「三重大学周辺施設の配置図」

イ 学生及び職員の避難

2次避難は、各部局隊で学生と職員を一体とした編成で実施する。

避難要領の細部については当時の状況により示すが、2つの避難地域において収容できない場合には、行政が準備する避難施設を使用する。

ウ 学外者の避難

学外者の避難は、行政が担当する。但し避難に際して、行政や関係機関の支援が足りず、誘導及び要介護者への同伴などに支障が出る場合、職員を同行し支援させることがある。

学外者が残留を要望しても危害予防上の観点から受け入れない。自宅への帰宅を申し入れる者がいても、大学として許可することなく行政の管理下に引き継ぐものとする。

エ 帰宅可能な学生及び職員の帰宅

帰宅経路の確保が出来ている学生と職員は、一時帰宅させる。この際、各部局隊長は、帰宅予定者に対して移動間における不測事態対処の要領について事前に指導し、安全を第一に帰宅させる。

オ 三重大学災害対策本部機能の一部移転

2次避難に合わせて、高野尾地区に三重大学災害対策本部を移動させ栗真町屋地区を現地対策本部とする。各部局隊についても部局隊長と所要の人員は高野尾地区に移動し、復旧・復興準備を行う。その他は、栗真町屋地区に残留して事業継承の準備と医学部附属病院の機能維持を含めた災害対応を実施する。細部の要領については当時の状況により示す。

カ 1次避難所の閉鎖

2次避難の達成状況を確認しつつ、各部局隊長に対して1次避難所の閉鎖を指示する。

3 各部局の役割

(1) 各部局共通

- ア 各部局隊長は、学外者の2次避難について災害対策本部からの指示に基づき、学外者へ周知してしかるべき時期に行政に引き継ぐ。
- イ 学生及び職員の2次避難に係る本部指示を受け、部局隊内の避難を計画・準備する。
- ウ 2次避難を完了した1次避難所の整理及び閉鎖を実施する。
- エ 高野尾地区への対策本部移転を準備する。

(2) 救護部

- ア 収容患者の附属病院又は行政への引き渡しを実施する。
- イ 救護所を縮小し、高野尾地区へ救護所への移転を準備する。
この際、第2救護所は基本閉鎖するが、場合により観音寺地区に移転することもある。

4 通信

2次避難の開始から完了までの間の無線通信を構成する。

高野尾地区に三重大学災害対策本部が設置された時点で、栗真町屋地区を現地対策本部として通信系に加入させる。

三重大学周辺施設の配置図



高野尾地区

(附属農場)

約9 km

三重大学

約2 km

観音寺地区

(附属学校園)

各種事業継続計画

1 状況

南海トラフ巨大地震と津波による被害は、東海沿岸地区を中心に大きな影響を残している。三重大学の各地区の被害状況は以下のとおり。

- (1) 栗真町屋地区、江戸橋地区は、災害拠点病院関係者を除き、学生と職員の2次避難を完了しているが、津波被害による冠水は未だ残り、潮位の変動によりその状況は一進一退で、敷地内の移動に制約を受ける。
- (2) 観音寺地区は、地震災害、津波災害の直接的な影響は少なかったが、学校園の一部が行政の避難所に設定されているため、三重大学の施設の利用に関して制約を受ける状況にある。
- (3) 高野尾地区は、2次避難施設が展開されている状況にあるが、関係者による利用であるため、柔軟な運用が可能である。
- (4) 志摩地区隊は、津波被害により施設全体の機能回復が見込めない状況である。
- (5) 美杉地区隊は、周辺のインフラ復旧の目途が立たない限り、立ち入りも機能回復も困難な状況にある。

2 構想

(1) 方針

三重大学は、BCP、復旧・復興計画に基づき、大学業務のうち教育の再興を最優先し事業継承を図る。この際、適確な見積もりの下に、努めて早期に教育開始時期を内外に明示することで、学生と職員に「いつまでに」「何を」実施すべきかという具体的な目標を付与して、先行的、計画的な復興の遂行を図る。

(2) 実施要領

ア 被害の状況把握及び事業継続の可能性に関する早期見積り

本学各地区に優先順位を設け被害状況の把握と復旧のための見積りを実施する。併せて被災地域の整備所要について見積りを行う。

イ 事業再興要員の確保

各部局隊長は、安否確認システムを用いて、職員の被災状況を把握するとともに、教育再開に向けた体制の立て直しを準備する。

ウ 再興に必要な基盤の確保

再興に必要な資金・資材の調達に関して、努めて早期から文部科学省、国大協等へ本学の状況を的確に情報発信し、基盤の確保に必要な財源の獲得を図る。

エ 三重大学復興のための方策検討

三重大学の復興に当たっては、平素から将来像を見据え、これに近づくための具体的手順・方策を適時適切に決定し、スピード感をもって取り組み、内外に目標を知らしめることで、早期復興を目指す。

3 各部局の役割

(1) 各部局共通

ア 教育再興準備（教室の確保、教員の状況把握）

イ 栗真町屋地区の復旧整備

ウ 各種要望見積りの作成

(2) 学務部部局隊

学生の状況把握（特に教育再興に伴う障害の有無、内容の把握）

(3) その他

当時の状況により示す。